

豊田市支援会議設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市支援会議の設置及び構成並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 社会福祉法第106条の6の規定により、複雑化・複合化した困りごとを抱えている者及びそのおそれのある者（以下「対象者」という。）の支援を早期に実施するため、豊田市支援会議（以下「本会議」という。）を置く。なお、本会議は、豊田市重層的支援体制推進事業実施要綱第5条のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業に規定する会議をいう。

2 本会議は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、孤独・孤立対策推進法第15条第1項の規定に基づく孤独・孤立対策地域協議会を兼ねる。

（所掌事務）

第3条 本会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1）支援同意のない対象者の状況に関する情報共有
- （2）支援同意のない対象者の支援体制及び支援内容に関する検討
- （3）その他本会議の目的を達成するために市長が必要と認める事項

（構成）

第4条 本会議は、次に掲げる者のうちから事案等に応じてその都度市長が指名したもの（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- （1）社会福祉法第4条第3項に規定する支援関係機関に属する者
- （2）市から社会福祉法第106条の4第4項の規定による委託を受けた者
- （3）その他関係者

（会議）

第5条 本会議は、豊田市重層的支援体制推進事業実施要綱第6条第2項に定める多機関協働事業における多機関調整管理者又は多機関調整推進員が、案件に応じて開催すべきか判断し、必要な構成員を招集し実施する。

2 本会議は公開しない。

（守秘義務）

第6条 本会議の構成員は、正当な理由なく業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。これに違反した場合、社会福祉法第159条に規定される一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される。

2 本会議を実施するにあたり、第4条第2号又は第3号に該当する者は、誓約書を記載し、市長に提出する。

（実施報告）

第7条 本会議を実施した場合、当該月分を翌月10日までに報告する。

（事務局）

第8条 本会議の事務局はよりそい支援課とし、次に掲げる事務を実施する。

（1）本会議を実施するに当たっての適切性の相談対応

（2）本会議の実施報告の受理

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。